

あかすまに彼此と書見る因に、其異年號の見あたりたるどもを書集め置て、さて考ふるに、列滴以下の號ども、多くは中古以來僧徒の人の國へゆき、おほくありし頃より、皇國の古へに、紀號なきを厭ぬ事に思ひて、造出たるならん、其文字づかひもいと拙く、佛家の語を用ひたるにて知るべし、神社寺院の緣起佛像などに彫付たるも、大かた同じ心ばえなり、然るを韓人の海東諸國記にかけるは、もとより正しき紀號と心得て記せるにや、

〔茅窓漫錄上〕和漢異年號

證明。詹詹云、江州油火明神の社記に、證明四年と云書付あり、此暦號何代なることを記す。右社の鷲口にもあり、按するに兼延が名法要集に、大織冠曰、晋唯一神道者、以天地爲書籍、

以日月爲證明、此語を兼俱が神代抄に、皇太子の語といへば、法興聖德などとおなじく、推古舒明兩帝の御時なるべし、油火明神は、江州甲賀郡にあり。

〔逸號年表補考〕證明四年、近江國油日村明神緣起、ヨハ上ニ舉タル勝照ノ誤リカ、

〔釋日本紀述義〕伊豫國風土記曰、○中立湯○道岡側碑文記云、法興六年十月歲在丙辰、我法王大王、

與惠總法師及葛城臣道遙夷與村正觀神井歎世妙驗欲叙意、聊作碑文一首、○下

〔上宮聖德法王帝說〕法興元世一年歲次辛巳、十二月鬼前大后崩、○中略

右法隆寺金堂坐釋迦佛光後銘文如件、今臺佛云云

釋曰、法興元世一年、此能不知也、但案帝記云、少治田天皇之世、東宮厩戸豐聰耳命、大臣宗我馬子宿禰共平章而建立三寶始興大寺、故曰法興元世也、此卽銘云、法興元世一年也、後見人若可疑年號、此不然也、然則言一年字、其意難見、然所見者聖王母穴太部王薨逝辛巳年者、卽少治田天皇御世、故卽指其年、故云一年、其無異趣、

〔古京遺文〕釋迦佛造像記

辛巳、推古天皇二十九年、○中鬼前太后斥穴太部間人女王、是厩戸皇子之妣、

〔尙古年表推古〕忠友○穗井曰、法隆寺釋迦光後銘ニ法興元世一年、△次辛巳トアルヲ、貞幹小錄ニ